

# 新入社員安全衛生教育 (雇入れ時教育)

労働安全衛生法第59条第1項により、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し厚生労働省で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育「雇入れ時教育」を行うよう事業者には義務付けています。

本教育内容は、新入社員を対象に法定の教育項目のほか、作業に就くに際して、知っておくべき心構えを中心に行う教育となっております。

当協会では、事業者に代わり標記教育を実施しますので、新入社員を受講させていただきますようご案内いたします。

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり  
② 場 所 当協会講習場:小城市三日月町堀江1721
- 2 定員 50名(定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習時間 (5時間30分/日)・講習内容

講習時間	講習項目
9時00分 ～ 15時45分	安全につながる仕事の基本(あいさつ、報告・連絡・相談)、 職場の安全衛生管理(労働災害の原因、労働安全衛生法、安全衛生管理体制)、 安全な仕事の基本、安全な仕事の進め方、 安全で快適な環境、仕事と健康など

## 4 受講料

当協会々員 9,900円(テキスト・資料代金は無料)

※ 金額はすべて税込です。

非 会 員 12,100円(テキスト・資料代金 1,100円含む)

## 5 申込方法

次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

### 【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください)

- (1) 持参: 当協会窓口にて「申込に必要なもの」を持参
- (2) 郵送: 現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し郵送  
〒845-0031佐賀県小城市三日月町堀江1721番地(一社)佐賀県労働基準協会(☎0952-37-8277)
- (3) 振込: 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込む  
FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。

振込口座 ミズガエ 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (一社)佐賀県労働基準協会 シャ) サガケンロードウキジュンキョウカイ

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) からでも申込書を送付出来ます。 [佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278 Email [kosyusakikyo@lib.bbq.jp](mailto:kosyusakikyo@lib.bbq.jp)



## 6 注意事項

- (1) FAX、メール等で申込書を受付けた段階で、仮受付となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
- (2) 受付後に、頂いた申込書に受講番号を付して受講票とし、地図・用意する物等の注意事項とともにお送りします。受講料の入金について、適格請求書等に該当する領収証を同封します。
- (3) テキストは初日に配布します。 (4) 空き席がある場合でも、原則、3日前までにお申し込みください。